

長浜市緊急通報システム利用承諾書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

長浜市長

あて

利用者署名 見本 秀吉

緊急通報システムを利用するにあたり、下記の事項を承諾します。

記

- 1 緊急通報を発し、受信センターからの確認電話に応答しない場合は、協力員、関係機関職員等の住宅への立ち入りを認めます。
- 2 緊急時に協力員、関係機関職員が住宅内へ立ち入る場合、必要かつやむを得ない行為により住宅等の一部に破損が生じてもその損害の責任は問いません。
- 3 緊急通報システムの利用中に発生した事故については、市、委託事業者及び協力員にその責任を求めません。
- 4 緊急通報システムの設置については、住居管理者の了解を得ています（借家の場合）。
- 5 転出その他の理由により、緊急通報システムが不要になった場合は、機器一式を返還します。
- 6 自己の過失により、機器を紛失若しくは滅失したとき又は機器に損傷を加えた場合は、その修理等に必要の実費を負担します。
- 7 住宅の合鍵の所在情報は次のとおりです。
合鍵預託者あり（申請書に記入のとおり）
合鍵を提供しない
※開錠できない場合は、救助の際にドアや窓等を破損することがあります。
- 8 NTTアナログ電話回線を使用したシステム（固定型）の場合、当該回線以外であることによる利用上の不具合については、自己の責任において対処します。対処できない場合は、機器設置の中止若しくは機器一式を返還します。
- 9 携帯電話回線を使用したシステム（モバイル型）の場合、以下の状況で発した緊急通報には対応ができないことを承諾します。
①屋外での通報
②機器の電池切れなど、機器が使用できない状態で発した通報
③屋内の通信ができない場所からの通報（機器設置時に各部屋の電波状況を確認します。）
- 10 本事業の実施にあたり、緊急通報システムの運営に必要な個人情報を湖北地域消防本部、民生委員、医療機関及び業務委託事業者等関係機関へ提供することに同意します。